



# 鳥取県公報

平成14年7月5日(金)  
号外第104号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(374)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(375)( ).....	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(376)(水産課).....	3
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(377)( ).....	5
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(378)( ).....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第374号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年7月5日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<b>1 規則第2条第1項の利子補給率</b>				<b>1 規則第2条第1項の利子補給率</b>			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	年0.45パーセント		(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	年0.6パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.45パーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.6パーセント		

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.45パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント

3 規則附則第3項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(5) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(6) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.6パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.6パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	年0.6パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	年0.6パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.6パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年0.6パーセントの割合で交付する場合	年0.6パーセント

3 規則附則第3項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(5) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント
(6) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.6パーセント

鳥取県告示第375号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。

平成14年7月5日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後						改 正 前					
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		備考	中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		備考
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	13年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	(1) 大企業以外に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	14年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	備考
			13年超15年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント			年0.35パーセント	14年超15年以内	年1.8パーセント以内	
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	13年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.2パーセント	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	14年以内	年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.3パーセント	備考
		13年超15年以内	年1.85パーセント以内	年0.90パーセント	年0.1パーセント		14年超15年以内	年2.05パーセント以内	年0.90パーセント	年0.25パーセント	
	(2) 大企業に貸し付ける場合	13年以内	年2.0パーセント以内	年0.75パーセント		(2) 大企業に貸し付ける場合	14年以内	年2.25パーセント以内	年0.7パーセント	年0.05パーセント	備考
		13年超15年以内	年2.1パーセント以内	年0.65パーセント			14年超15年以内	年2.3パーセント以内	年0.65パーセント		
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	13年以内	年1.25パーセント以内	年1.5パーセント	(1) 大企業以外に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	14年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	備考
			13年超15年以内	年1.35パーセント以内	年1.40パーセント			年0.6パーセント	14年超15年以内	年1.55パーセント以内	
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	13年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.45パーセント	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	14年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.55パーセント	備考
		13年超15年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.35パーセント		14年超15年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.5パーセント	
	(2) 大企業に貸し付ける場合	13年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.2パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合	14年以内	年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.3パーセント	備考
		13年超15年以内	年1.85パーセント以内	年0.90パーセント	年0.1パーセント		14年超15年以内	年2.05パーセント以内	年0.90パーセント	年0.25パーセント	
3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.45パーセント	3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.6パーセント	備考	

鳥取県告示第376号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。  
 平成14年7月5日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。



9 規則 別表 8に 掲げ る資 金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント	9 規則 別表 8に 掲げ る資 金	略	略	略	年0.6パーセント	年0.6パーセント

**鳥取県告示第377号**

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。  
平成14年7月5日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.5</u> パーセント	略	年 <u>1.7</u> パーセント	略

**鳥取県告示第378号**

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。  
平成14年7月5日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年 <u>2.125</u> パーセント	略	規則別表第6号の資金	年 <u>2.325</u> パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年 <u>2.0</u> パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年 <u>2.2</u> パーセント	略

## 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率

貸付利率	利子補給率
年2.0パーセント	略

## 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率

貸付利率	利子補給率
年2.2パーセント	略